公園内行為許可申請書 兼 許可書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

玉東町長　前田移津行　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　㊞

（自筆の場合押印不要）

電　話

公園内において、下記の行為をしたいので申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　公園名 | □ふれあい広場　□半高山公園　□吉次公園　□横平山公園□有栖川宮督戦址広場　□年の神公園　□その他（　　　　） |
| ２　許可を希望する行為 | □玉東町公園条例第４条（禁止行為）に該当する行為□　植物の採取、鳥獣の捕獲殺傷すること□　たき火及び火気を使用すること□　小屋その他の工作物を設置すること□　広告又は宣伝すること　　(広告物を添付してください)□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ３　日　時 | 　　　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分から　　　　年　　月　　日　　午前・午後　　時　　分まで |
| ４　目　的 |  |
| ５　団体又は屋号名 |  |
| ６　参加人員 | 　　　　　名　　　　(該当する場合のみ記入してください) |
| ※事務局使用欄□　　　　　　　　　　　　　　　のため許可しません。□　裏面の使用の条件を付して、申請を許可します。　　　玉東町長　前田　移津行 |



《使用の条件》

（１）　行為中は必ずこの許可証を携帯・掲示し、本町の係員の指示に従うこと。

（２）　行為中公園内の土地又は公園施設を破損しないこと。荒廃又は破損したときは、町長の定める損害額を賠償すること。

（３）　行為中第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。

（４）　ごみその他の汚物を捨てず、使用者において責任を持って清掃収集をして持ち帰ること。

（５）　たき火、又は火遊びをする場合は他に延焼しないよう十分に気を付けること。また使用後は残骸を残さないこと。

（６）　小屋その他の工作物を設ける場合は、玉東町行政財産使用料条例に準じて使用料を前納すること。また、使用後は速やかに撤去すること。なお設置又は撤去の際は、芝やタイル等を破損しないよう養生してから行うこと。もしそれらを破損した場合は使用者の責任において原状復帰すること。

（７）　広告又は宣伝する場合は、申請者の合意なく広告物を撤去することがあることを了承すること。

（８）　公園を独占的に使用することで他の公園利用者を排除せず、あくまで利用者同士譲り合って利用すること。なお、大人数で公園を使用する際は他の利用者に行為の内容を呼びかけるなど、十分な配慮を施すと同時に万全の安全対策を講じること。

（９）　前各号のほか、公園の管理に支障がある行為をしないこと。

（１０）使用中異常が発生した場合は速やかに総務課まで届け出ること。

（１１）玉東町公園条例その他関係法令並びに許可事項に違反したとき、及び玉東町が公益上必要と認めるときに、不許可もしくは許可を取り消すことがある。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用料 | 　　　　　　円 | (根拠) |
| □　減免 | (理由)□玉東町行政財産使用料条例第3条第1項第　　号に該当□ふれあい広場掲示板取扱要綱第13条に該当 |
| 【ふれあい広場掲示板】　月額100円(1月未満は100円とする。)【行政財産】(1)使用期間が1月以上の場合は月額割とし、1月未満の場合は日割り計算する(2)使用面積に1㎡未満の端数があるときは、これを1㎡とする。(3)1件の使用料が100円に満たないものは100円とし、100円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。土地・・・月額50円／㎡　　　建物・・・月額200円／㎡ |